

岩手県告示第 966 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 10 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人アスペン齋藤ささき医院	盛岡市中野一丁目 27 番 10 号	平成 18 年 9 月 30 日